

新潟県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第44号

新潟県税規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「削除条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示、追加条及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

	改	正	後	改	正	前
第10条（略）						第10条（略）
第11条から第22条まで 削除						第11条から第14条まで 削除 (徴収猶予の申請等) 第15条 法第15条第1項又は第2項の規定による徴収猶予の申請をする者及び同条第3項の規定による徴収猶予の期間の延長の申請をする者は、申請書に、徴収猶予を必要とする事由又は猶予期間の延長を必要とする事由を証明すべき書類を添えて、知事又は局長に提出しなければならない。
(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受けようとする場合等の申告書の添付書類)						第16条から第22条まで 削除 (不動産取得税の課税標準の特例の適用を受けようとする場合等の申告書の添付書類)
第61条（略） 2・3（略）						第61条（略） 2・3（略）

- 4 法附則第11条第9項又は第12項の規定により読み替えられた法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が条例第39条の規定により提出する申告書には、当該住宅が法附則第11条第9項又は第12項の規定に該当する住宅であることを証する書類を添付しなければならない。

別表（第117条関係）

文書等の名称 (略)	根拠条文	様式
徴収の猶予(期間の延長)申請書	法第15条第1項、第2項及び第4項	別記第13号様式
換価の猶予(期間の延長)申請書	法第15条の6第1項及び同条第3項において準用する法第15条第4項	別記第14号様式
徴収の猶予に係る差押解除申請書	法第15条の2の3第2項	(略)
(略)		
不動産取得税の徴収猶予申告書	条例第47条及び附則第19条	(略)
(略)		

第13号様式 (略)

第15号様式 削除

第16号様式（第117条関係）

徴収の猶予に係る差押解除申請書

(略)

(略)

さきに差押えを受けた私の滞納金額について、 年 月 日付 号で徴収

- 4 法附則第11条第10項又は第13項の規定により読み替えられた法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が条例第39条の規定により提出する申告書には、当該住宅が法附則第11条第10項又は第13項の規定に該当する住宅であることを証する書類を添付しなければならない。

別表（第117条関係）

文書等の名称 (略)	根拠条文	様式
徴収猶予(延長)の申請書	法第15条第1項から第3項まで	別記第13号様式
徴収猶予に係る差押解除申請書	法第15条の2第2項	(略)
(略)		
不動産取得税の徴収猶予申告書	条例第47条	(略)
(略)		

第13号様式 (略)

第14号様式及び第15号様式 削除

第16号様式（第117条関係）

徴収猶予に係る差押解除申請書

(略)

(略)

さきに差押えを受けた私の滞納金額について、 年 月 日付 号で徴収猶

の猶予が許可されましたので、下記により差押えを解除してください。
地方税法第15条の2の3第2項の規定により申請します。

(略)

第24号様式 (第117条関係)

延滞金の免除 (減免) 申請書

(略)

No.

納税通知書
番号

第27号様式 (第117条関係)

保証書

(略)

住(居)所又は所在地
氏名又は名称
住(居)所又は所在地
氏名又は名称

徴収の猶予(期間の延長)
換価の猶予(期間の延長)

下記のとおり保全担保
保全差押
連保証人連帯として)納付(納入)の保証をします。
に係る担保の提供として私が(私

(略) 住(居)所又は
所在地
氏名又は名称

第70号様式 (第117条関係)

徴収猶予

法人事業税の徴収猶予の期間の延長申請書 (外形標準課税対象法人用)

予が許可されましたので、下記により差押を解除してください。
地方税法第15条の2第2項の規定により申請します。

(略)

第24号様式 (第117条関係)

延滞金の免除 (減免) 申請書

(略)

納税通知書
番号

第27号様式 (第117条関係)

保証書

(略)

住(居)所
氏名
住(居)所
氏名

徴収の猶予(期間延長)
換価の猶予(期間延長)

下記のとおり保全担保
保全差押
保証人連帯として)納付(納入)の保証をします。
に係る担保の提供として私が(私

(略) 住(居)所
氏名

第70号様式 (第117条関係)

徴収猶予

法人事業税の徴収猶予の期間の延長申請書 (外形標準課税対象法人用)

<p>(2) 取得した土地の(1)に記載した日までの所有状況 (土地を取得した日以降に、住宅が新築された場合又は新築される予定の場合のみ記入してください。)</p>	<p>継続して所有・譲渡済み(譲渡予定)</p>
<p>2 住宅を取得した場合</p>	
<p>取得した住宅が新築された年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>備考</p>	

第2条 新潟県税規則の一部を次のように改正する。
別記第13号様式を次のように改める。

第13号様式（第117条関係）



徴収の猶予（期間の延長）申請書

年 月 日												
様 申請者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称 ㊞ （電話番号 - - ）												
個人番号又は 法人番号												
↑ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。												
私の納付（納入）しなければならない徴収金について、下記の理由により、一時に納付（納入）できないので 徴収の猶予 を申請します。 徴収の猶予期間の延長 （該当条項 地方税法第15条第 項第 号（第1項第5号の場合、第 号類似））												
納付（納入）すべき徴収金	No.	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	計		
上記のうち、猶予を受けようとする金額												
既に猶予された期間					年 月 日から 年 月 日まで					日間		
猶予を受けようとする期間又は延長を受けようとする期間					年 月 日から 年 月 日まで					日間		
申請理由												
納付（納入）計画	年 月 日	金 額			年 月 日	金 額			年 月 日	金 額		
			
			
			
納付（納入）場所												
担保提供	有・無	担保財産の詳細又は提供できない理由										
差押解除申請	有・無	申請理由										
添付書類												

注 猶予に該当する事実を証するに足りる書類（地方税法第15条第1項に該当する場合に限る。）、財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類、収入及び支出についての実績及び見込みを明らかにする書類、担保の提供に関する書類（担保を提供しない場合を除く。）その他この申請の審査に必要となる書類を添付すること。

別記第13号様式の次に次の1様式を加える。

第14号様式（第117条関係）



換価の猶予（期間の延長）申請書

年 月 日											
様											
申請者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称 ⑩ (電話番号 - -)											
個人番号又は 法人番号	
↑ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。											
私の納付（納入）しなければならない徴収金について、下記の理由により、 換 価 の 猶 予 を申請します。 換価の猶予期間の延長											
納付（納入） すべき徴収金	No.	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞 納 処分費	計	
上記のうち、納付（納入）が困難である金額											
既に猶予された期間					年 月 日から 年 月 日まで					日間	
猶予を受けようとする期間又は 延長を受けようとする期間					年 月 日から 年 月 日まで					日間	
申請理由											
納付（納入） 計画	年 月 日	金 額			年 月 日	金 額			年 月 日	金 額	
		
		
		
		
納付（納入）場所											
担保提供		有・無		担保財産の詳細又は提供できない理由							
添付書類											

注 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類、収入及び支出についての実績及び見込みを明らかにする書類、担保の提供に関する書類（担保を提供しない場合を除く。）その他この申請の審査に必要となる書類を添付すること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

